# 静岡県教育委員会

議事録

静岡県教育委員会教育長 木苗直秀は、

平成28年8月1日に教育委員会第9回定例会を招集した。

1 開催日時 平成 28 年 8 月 1 日 (月) 開会 13 時 30 分 閉会 14 時 50 分

2 会 場 教育委員会議室

3 出席者 教 育 長 木苗 直秀 委 員 加藤 文 夫 委 員 溝 紀 子 委 員 斉 藤 行 雄 委 孝 員 興 直 委 員 渡 邉 靖 乃

事務局(説明員) 杉山行由教育次長

福 永 秀 樹 理事兼健康体育課長

小野田 裕 之 教育政策課長

本 村 勉 情報化推進室長

遠 藤 宗 男 人権教育推進室長

蕪 木 宏 二 財務課課長補佐

南谷高久福利課長

林 剛 史 義務教育課長

太 田 修 司 義務教育課人事監

織 田 敦 高校教育課参事

神 田 不二彦 高校教育課指導監

山 﨑 勝 之 特別支援教育課長

山 本 知 成 社会教育課長

赤 石 達 彦 文化財保護課長

奥 村 篤 静東教育事務所長

山 本 裕 祥 静西教育事務所長

河原崎 全 中央図書館長

吉 澤 勝 治 総合教育センター所長

#### 4 その他

- (1) 第17、18号議案は、原案のとおり可決された。
- (2) 報告事項1~3は了承された。

## 【開 会】

教 育 長: ただ今より、教育委員会定例会を開催する。

5月 25 日の議事録は、各委員が事前に確認の上、承認しているので 朗読は省略する。

今回の議事録の署名は、私のほか、興委員にお願いする。

#### 【非公開の決議】

教 育 長: 議案の審議に入る前に、本定例会の議案の取扱いについて諮る。

第 17、18 号議案は人事案件であるため、非公開としたいと思うが、

異議はないか。

全 委 員: 異議なし。

教 育 長: それでは、非公開案件から審議を始め、第 17、18 号議案は非公開と

する。

## <非>第17号議案 教職員の懲戒処分

※非公表

### <非>第18号議案 教職員の懲戒処分

※非公表

(会議の公開)

教 育 長: ここで会議を公開とする。

報告事項1 平成29年度教員採用試験第1次選考試験の結果(義務教育課)

報告事項2 平成29年度教員採用試験第1次選考試験の結果(高校教育課)

報告事項3 平成29年度教員採用試験第1次選考試験の結果(特別支援教育課)

教 育 長: 報告事項1「平成29年度教員採用試験第1次選考試験の結果(義務

教育課)」、報告事項2「平成29年度教員採用試験第1次選考試験の結果(高校教育課)」、報告事項3「平成29年度教員採用試験第1次選考試験の結果(特別支援教育課)」について、林義務教育課長、織田高校

教育課参事、山﨑特別支援教育課長より説明願う。

義務教育課長: <報告事項についての説明>

高校教育課参事: <報告事項についての説明>

特別支援教育課長: <報告事項についての説明>

教 育 長: 質疑等はあるか。

溝 口 委 員: 3点意見である。1点目、小中学校で志願倍率が2倍未満となってお

り質の確保という点で工夫が必要ではないか。 2 点目、高校の国語と 英語であるが、受験者が少なくなっているので募集方法の工夫が必要 ではないか。博士号を取得した者の文系科目の採用も掘り起こせば意 外とあるのではないかと思う。大学からみると、博士号を取得しても 大学内に文系のポストは少なく非常勤講師を長く続けている人もいる。 職業に安定を求める人はかなりいるのではないか。質という意味でも 専門教育をしているが、今回、博士号を取得した者を対象とした選考 は合格者 0 名である。この枠を広げることにより、倍率と質の確保が 可能になるのではないか。3点目、以前は採用試験の面接官で採用される志願者を確認することができたが今はない。各教育委員で意見は分かれるが、若手教員の精神疾患等が多い中で、入り口を見る動作はここしかないので、そのような機会が得られるよう再考してほしい。

高校教育課参事: 御指摘のとおり国語と英語は志願倍率は1.9倍となっており、数学も2.4倍と決して高い数値ではない。採用人数は国語46人、数学50人と退職者が多いことから採用者数を確保しなければならず、このような志願倍率となっている。受験者数を確保するため募集方法等を検討する必要があると考える。

教 育 長: 博士号を取得した者を対象とした選考では志願者9名ということだが、 どういった方が志願しているのか。

高校教育課参事: 理系の博士号を取得している方が受験している。最終的には特別免許 状を与えることになるので、ある程度の専門性、学力は持っていてほ しいと考えている。そういった意味では教員を希望し、しっかりと勉 強をしてきている方が上回っている状況と判断する。本年は合格者が 0名ということである。

教 育 長: 他の選考の状況はどうか。

高校教育課参事: 合格者がいる。医療機関等での勤務経験を有する者を対象とした選考では、保健師や看護師として民間企業に5年以上勤務した方が対象となり、2名受験し2名とも合格した。このような経験を持った方が採用されれば、その経験が現場で生かされることが期待される。

教 育 長: 教員をやりながら時間をかけて学位を取るという方法もある。

加藤 委員: 私が教育委員になった頃は教員採用試験の面接官として関わっていた。 2~3年前から面接官として関わらなくなったが、資料の数値だけで なく、現場でどのような方が受験しているのか、どういった選考をし ているのか、教育委員自身が見て確認することがひとつの予見を与え ることになる。是非ともこれは再開すべきことではないか。面接官と して民間の人事担当者なども選ばれているが、そういった方と話し合 う機会もあるので、意味があることである。対応できない委員は仕方 ないが、全員関わらないということは必ずしも良いことではない。

興 委 員: 私は教育委員が選考試験に参加すべきでないと考える。教育委員として制度設計をどのようにしたらいいかということが重要である。採用試験2次選考に立ち会って、問題点が何処にあるかを検証することが委員としての責務である。個別に面接官として参加することではないと思う。資料に特別な選考等とあるが、どのような成果があがっているかレビューをし、制度に反映していくことが大事である。博士号を取得した者を対象とした選考は概観として良い取組に思えるが結果として該当するものがおらず、空振りに終わっている。また、医療機関等での勤務経験を有する者を対象とした選考についても納得はするが、ここで採用された方が教員として採用された場合、どのような道が拓けているのか、具体の可能性を示してどういった成果が上がっていく

かということも示して、受験生をその気にさせることも必要である。 教職経験者を対象とした選考では、数も多く合格者を出しているが、 ここでも教員としてどのような道が拓けてくるのかを示して、この特 別な選考等の客観的な解析をして示すことが必要だと思う。先ほどの 説明では加点申請が5点ということであったが、何点中の5点なのか。

義務教育課長: 100点満点中の5点である。

興 委 員: 100 点満点中の5点は大きなウェートを占めると思うので客観的なデータとして示してほしい。特別支援教育では最終的に 130 名を目標にという説明であった。義務と高校はそれぞれ分野が違うと思うが、第1次合格者として、義務教育では 728 名、高校では 285 名となっているが、どの程度の2次合格者を期待しているのか。

高校教育課参事: 高校は140名である。

義務教育課長: 小中合計で360名程度の合格者を予定している。

興 委 員: 優秀な人材を確保するためにパンフレット等も工夫していると思うが、 より一層の工夫を考えてほしい。

斉藤 委 員: 他県の状況を調べたことがあるが、最終倍率としては3倍程度ではなかったかと記憶している。静岡県だけが特別ではなく、全国的に教員希望者が減っている傾向にあると思う。その背景のひとつとして、不祥事の問題、多忙化の問題が社会の中で取り上げられることが多いので、教員という職業は長時間労働で大変だという印象があるのではないかと感じる。採用方法の問題でなく、5年 10 年先を考え、根本に立ち返りそういった部分を改善しないとならない。もうひとつ、採用試験の試験官として教育委員が参加するという話だが、私としては採用の試験官は現場に任せて、管理職登用は教育委員が参加した方が良いと思っている。

溝 口 委 員: 採用試験や管理職登用試験を教育委員会が主催している以上、教育委員が関わることは責務ではないかと思うが、他県はどのような状況なのか。

義務教育課長: 採用試験の状況をまとめたものが国で示されている。全く参加していないということはないと思うが、具体的にどういった関わり方をしているか調べていない。次回までに資料提供する。政令市も含め実際に採用試験や管理職登用で教育委員が参加している例はある。昨年度もこの議論となったが、合議制執行機関の一員である教育委員が採用の意思決定に関わるということの問題提起があったが、採用方法も合わせての今後の検討となる。

加藤委員: 以前、教育委員が参加した時に適性検査の方法について、民間の適性検査を採用してはどうかと提案したのは、実際に現場で形だけの適性検査だと感じたからである。参加することにより気付くことは多々あると思う。参加できる委員のみでも参加した方が良い。

教 育 長: 職種が多種多様な中で、若い人たちはきつい仕事を好まない。教育委 員会としてどのように関わっていくかは大きな問題である。他県の状 況や文科省の情報も確認して教育委員会で議論する場を設けたい。

興 委 員: 先日の新聞報道で初任者が学級担任を受け持っている人数が掲載されていた。 静岡県の場合は初任者だけでなく、 臨時講師でさえも学級担

ていた。静岡県の場合は初任者だけでなく、臨時講師でさえも学級担任となっている。従来は余裕があって、教員自身がお互い支えあって育てていくという風土があったと思うが、最近は厳しい学校現場であり、初任者で学級担任になったり、かつそうした学級担任にサポート体制が脆弱である。また、かつて教職にあった者が現場に戻ることを憚る理由として、いじめなど大変な問題があることを理由としている、とも説明を受けている。これはデータで示されている。国の財政的事情に応じなければならない客観的事情があるにしても、県単独の追加的措置は可能なので議論する場を作ってほしい。

教 育 長: 他に意見は無いか。

全 委 員: (特になし)

教 育 長: 報告事項1~3を了承する。

教 育 長: 以上で、本定例会の議事はすべて終了した。

これをもって、平成28年度第9回教育委員会定例会を閉会とする。